

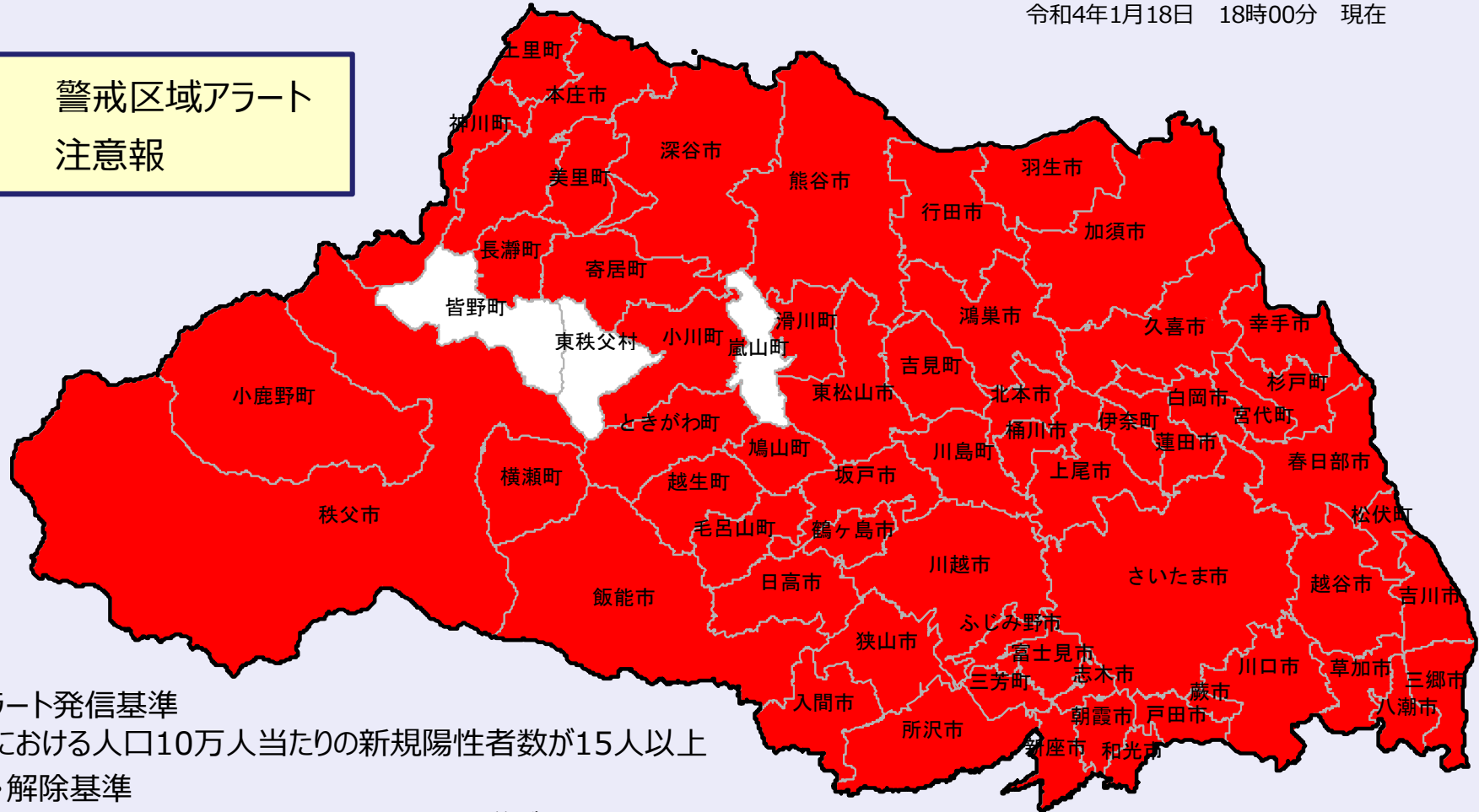


県内市町村別 警戒区域アラート等発信状況

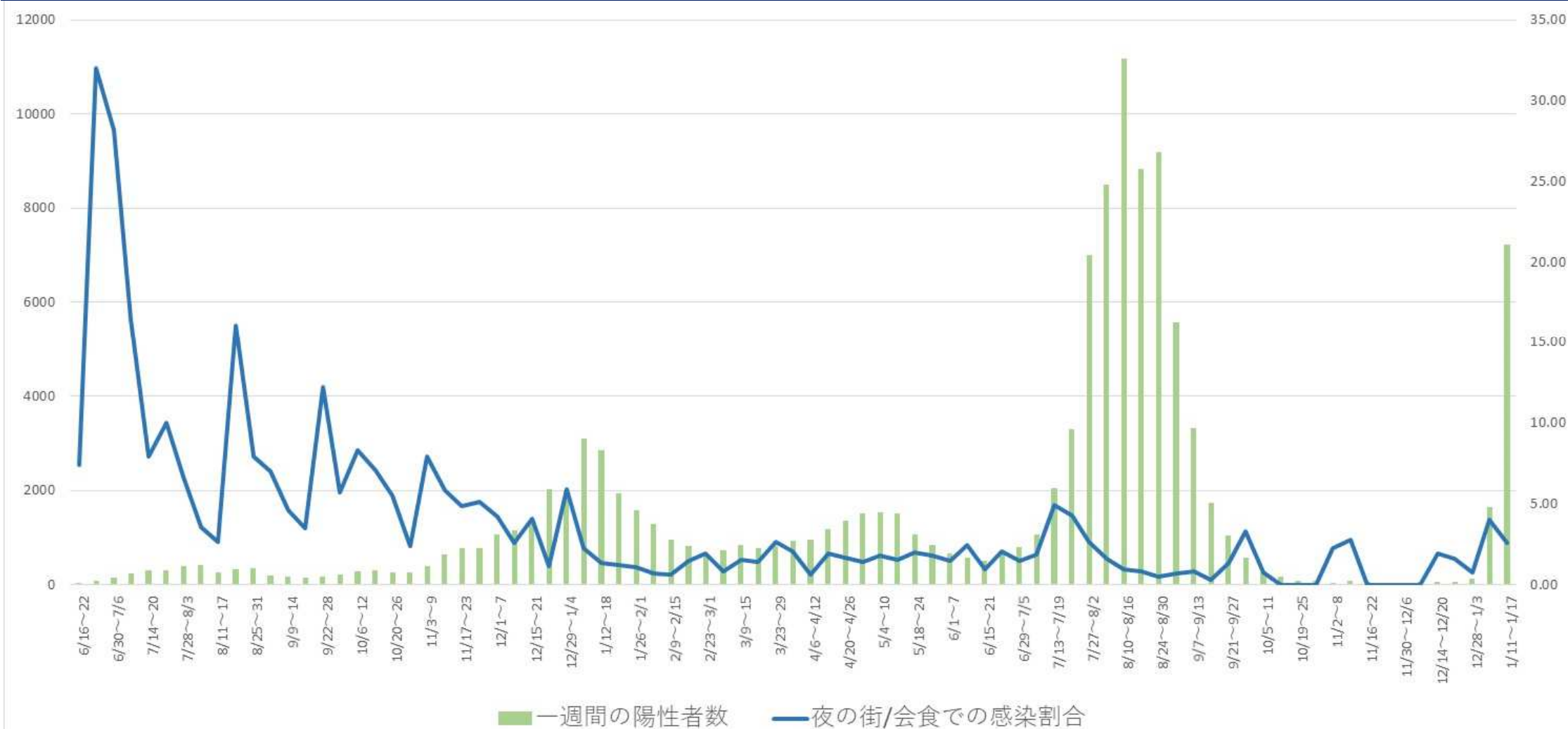
令和4年1月18日 18時00分 現在

	警戒区域アラート
	注意報



- 警戒区域アラート発信基準
直近7日間における人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上
- 注意報発信・解除基準
【発信】1週間当たりの新規陽性者数の対先週比の増が直近7日間のうち計4日間以上の場合
【解除】1週間当たりの新規陽性者数の対先週比の増が直近7日間のうち0日の場合

判明日ベース新規陽性者数と会食等の感染状況



まん延防止等重点措置に基づく要請等について

国が埼玉県をまん延防止等重点措置を
実施すべき区域としました。
そこで、次のとおり決定しました。

- ◆ 対象区域 **埼玉県全域**
- ◆ 実施期間 令和**4**年**1**月**21**日（金）から
 令和**4**年**2**月**13**日（日）まで

県民の皆様への要請等

(特措法第31条の6第2項ほか)

特措法第31条の6第2項に基づく要請

◆ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない

(参考) 飲食店の営業時間の短縮を要請した時間 (原則) : 午後8時まで
ただし、**ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける認証店** : 午後9時まで

特措法第24条第9項に基づく要請

◆ 不要不急の県境をまたぐ移動を、極力控える

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。)

県境をまたぐ移動については、ワクチン・検査パッケージ制度の適用をしない。

県民の皆様への要請

(特措法第24条第9項)

特措法第24条第9項に基づく要請

- ◆ **外出・移動**をする場合は、**基本的な感染防止対策**を行い、**「三つの密」を回避し、目的地以外に立ち寄らない**
- ◆ **感染防止対策が徹底されていない飲食店等や**
営業時間短縮要請に応じていない飲食店は利用しない
※ 飲食等については「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」
認証店の利用を推奨
- ◆ **ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける認証店を除き、**
同一グループ、同一テーブルで5人以上の会食を控えること。
- ◆ **無症状で感染に不安を感じる場合は検査を受ける**
※ 埼玉県在住の方については、無料検査の対象

事業者の皆様への要請等

(特措法第24条第9項ほか)

特措法第24条第9項に基づく要請

- ◆ 業種や施設の種別ごとに、業種別ガイドラインや、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底

その他のお願い

- ◆ これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」を避けることが難しい施設については、徹底した感染防止対策を講じること

飲食店に対する営業時間の短縮要請

(特措法第31条の6第1項)

対象

- ◆飲食店 : 飲食店(居酒屋を含む) ※宅配・テイクアウトサービスを除く
- ◆遊興施設等 : 飲食業の許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店等
- ◆結婚式場等 : 飲食業の許可を受けている結婚式場等

要請期間

令和4年1月21日(金) 午前 0時 から
令和4年2月13日(日) 午後 12時 まで

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+ (プラス) 認証店

ワクチン・検査パッケージ登録店

ワクチン・
検査パッケージ
未登録店

非認証店

適用店

非適用店

証明書の確認

あり
接種証明 又は 陰性証明

なし
未接種・未検査 又は 証明書不携帯等

確認不要

営業時間

午前5時～午後9時

午前5時～午後8時

酒類提供

午前11時～午後8時30分

終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けない)

人数上限

上限なし

同一グループ、同一テーブルで4人以内
(披露宴等については1テーブルで4人以内)

※ ワクチン・検査パッケージ制度の登録店は、適用を受けるか、受けないかを選択することができる。

埼玉県知事記者会見

令和4年1月19日 ⑦

劇場や商業施設等への要請等

(特措法第31条の6第1項ほか)

対象
施設

施設の種類 (特措法施行令第11条第1項各号)

- ◆劇場、観覧場、映画館又は演芸場等 (第4号)
- ◆集会場又は公会堂等 (飲食業の許可を受けている結婚式場等を除く) (第5号) ◆展示場等 (第6号)
- ◆物品販売業を営む店舗等 (第7号) (食品、医薬品など生活に欠くことができない物品の売場を除く)
- ◆ホテル又は旅館等 (集会の用に供する部分に限る) (第8号) ◆運動施設又は遊技場等 (第9号)
- ◆博物館又は美術館等 (第10号) ◆遊興施設等 (飲食業の許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店等を除く) (第9号又は第11号)
- ◆サービス業を営む店舗等 (生活必需サービスを除く) (第12号)

特措法第31条の6第1項に基づく要請 (床面積1,000㎡超)

その他のお願い (床面積1,000㎡以下)

◆入場者が密集しないよう**整理・誘導**する等の措置
及び施設の入場者の**人数管理・人数制限**等の措置を行うこと

◆**感染防止対策の徹底**

従業員への検査勧奨、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、換気の徹底、入場者へマスクの着用等の徹底、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 等

職場に対してのお願い

(その他のお願い)

その他のお願い

- ◆在宅勤務・テレワークの活用や時差出勤、休暇取得の促進など、**出勤者数の削減**や**人と人との接触の低減**に向けて取り組むこと
- ◆職場において、**基本的な感染防止対策の徹底**や**「三つの密」等を避ける行動を促進**すること
特に、**「居場所の切り替わり」に注意**し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底すること
- ◆重症化リスクのある労働者や妊娠している労働者、同居家族にそうした者がいる労働者について、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等の感染予防のための配慮を行うこと

イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項)

(1) 感染防止安全計画の策定対象となるイベントについて

対象	「参加予定人数が5,000人超」かつ「大声なし」のイベント ※ 観客等が①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発することを「大声」とし、これを積極的に推奨する、又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」とする	
人数上限 収容率	収容定員が設定されている場合	収容定員が設定されていない場合
	【人数上限】 20,000人まで 【収容率】 100%まで	※地域の行事、全国的・広域的なお祭り、 野外フェスなど 人と人が触れ合わない程度の 間隔（1m程度）を確保
	ただし、令和4年1月22日までに販売されたチケット等（参加者への招待や案内済みのものを含む。）については、キャンセル不要 イベントについては、ワクチン・検査パッケージ制度の適用をしない。	

イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項)

(2) 感染防止安全計画の策定対象とならないイベントについて

- ◆主催者等は、県が定める「**チェックリスト**」に、開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者等のホームページ等で**公表**すること

収容定員が設定されている場合

収容定員が設定されていない場合

人数上限 と 収容定員に収容率を乗じた人数 のいずれか**小さい方**

※地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど

人数上限
収容率

【人数上限】 **5,000人** 又は 収容定員まで

【大声あり】 十分な間隔を確保
(できるだけ2m、最低1m以上)

【収容率】 大声なし：収容定員の100%
大声あり：収容定員の 50%

【大声なし】 触れ合わない程度の間隔
(1m程度) を確保

ただし、令和4年1月22日までに販売されたチケット等（参加者への招待や案内済みのものを含む。）については、キャンセル不要

教育委員会、高齢者施設等への要請

(特措法第24条第7項、第9項)

(1) 教育委員会に対して

特措法第24条第7項に基づく要請

◆**県立学校**における**感染防止対策の徹底**を要請

(2) 高齢者施設等に対して

特措法第24条第9項に基づく要請

◆**県又は保健所設置市**が策定した**集中的検査実施計画**に基づき、**検査を受検**することを要請

県主催イベント及び県有施設の取扱い

◆県主催イベントについては、

原則として、**徹底した感染防止対策を講じる**ことを条件に**開催**

◆屋内県有施設については、**以下を条件**として**開館**

- ・ 特措法施行令第11条第1項に規定する施設と同様の**要請等を遵守**
- ・ 以下の**徹底した感染防止対策**を講じた上で、**主催者に遵守**させる

以下の行為を伴う利用は**禁止**

- ・ 大声での発生など感染リスクの高まる行為（文化団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

以下の対策を**徹底**

- ・ 来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・ 設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・ 入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・ 接触確認アプリの導入
- ・ その他、業種ごとのガイドラインや「彩の国新しい生活様式安心宣言」の遵守

感染防止対策協力金(第16期)

支給対象

営業時間の短縮(休業を含む。)等に協力した飲食店等を運営する事業者

要請期間

令和4年1月21日(金)～令和4年2月13日(日)まで

主な支給要件

	彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス) 認証店			非認証店
	ワクチン・検査パッケージ登録店		ワクチン・検査パッケージ未登録店	
	適用店	非適用店		
証明書の確認	あり 〔接種証明 又は 陰性証明〕	なし 〔未接種・未検査 又は 証明書不携帯等〕	確認不要	
営業時間	午前5時～午後9時		午前5時～午後8時	
酒類提供	午前11時～ 午後8時30分	終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けない)		
人数上限	上限なし	同一グループ、同一テーブルで4人以内 (披露宴等については1テーブルで4人以内)		
協力金 (売上高方式)	2.5～7.5万円		3～10万円	

※ワクチン・検査パッケージ登録店は、適用店又は非適用店を選択

感染防止対策協力金(第16期) ②

ワクチン・検査パッケージ登録・適用店		ワクチン・検査パッケージ登録・非適用店 ワクチン・検査パッケージ未登録店 非認証店	
前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)	前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
8.3万円以下	2.5万円	7.5万円以下	3万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 ※売上高×0.3	7.5万円以上 25万円以下	3万円から10万円 ※売上高×0.4
25万円以上	7.5万円	25万円以上	10万円

※ 売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4 (上限**20**万円、下限なし)

ワクチン・検査パッケージ登録・適用店の対応フローについて

事前準備

感染防止対策の徹底
↓
彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証
↓
ワクチン・検査パッケージの登録申請 **新**

開店前

ワクチン・検査パッケージ登録店ステッカーの掲示
↓
ステッカーが、手元に届いていない場合、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を店頭に掲示

お客様来店時

グループ全員の接種証明
又は
陰性証明の確認



グループ全員の【確認あり】

確認の有無に応じて座席に誘導

【確認なし】

*県では座席のエリア分けを推奨

営業時

(営業は21時まで)

・酒類の提供可 (20時30分まで)
・5人以上の同一テーブル利用可

・酒類提供不可
・同一テーブルは4人まで

※ 感染防止対策の取組について、モニタリング調査(抜き打ち調査)を実施。対策が不十分な場合、認証を取消し

まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応

まん延防止等重点措置に伴う対応

※ 特別支援学校については実情に応じて適切に対応

1 授業

ハイリスクの活動における感染防止対策の徹底等

- 歌唱・調理実習・実験等における感染防止対策を徹底
- 必要に応じて始業時間を繰り下げ・直行直帰を徹底

2 学校行事

実施について慎重に判断

① 修学旅行等の校外行事

- 目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を判断

② 卒業式等その他の学校行事

- 原則児童生徒・教職員で実施(保護者の参加は1名まで)

3 入学者選抜

国の方針等を踏まえ、対策を講じて実施

- 感染防止対策を徹底した上で実施
- 陽性者・濃厚接触者等への対応策を講じて実施

4 部活動

ハイリスクの活動を回避・校外活動を制限

- 休日の活動は禁止 ※ ※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く
- 校外活動（練習試合・合同練習等）は禁止 ※
- 飛沫感染の高い活動（大きな発声・身体接触を伴う等）は禁止 ※
- 屋内競技・活動時の換気をはじめとするエアロゾル感染対策を徹底
- 陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止
- 県外の公式大会等に参加する場合は、PCR検査等を受けるよう要請

5 臨時休業

迅速かつ適切な学級閉鎖等の臨時休業を措置

- 保健所との情報共有と連携（出席停止、学級閉鎖等を迅速に判断）
- 臨時休業の目安を適用

■ 引き続き基本的な感染防止対策を徹底

- 例1) 発熱等の風邪症状のある者について、登校・出勤自粛の徹底
- 例2) 正しいマスク着用、ゼロ密、換気（教室・体育館等）、手洗い等の徹底
- 例3) 各場面（食事・更衣・部室等）における対策の徹底

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況等も考慮した上で、適切な対応を要請

※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請（総務部）